

# 北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱 に基づく有識者会議の設置

## ◆北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱（抜粋）

第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項

3 北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議の設置

(1) 道は、対策の立案、決定及び実施に当たり、必要な意見を聴取するため、医療、福祉、経済、産業、労働、教育、法務、地方行政等の有識者等で構成する北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(2) 有識者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

4 意見等の聴取

(1) 道は、対策の立案、決定及び実施に当たっては、必要に応じ、前項に定める有識者会議のほか、北海道感染症危機管理対策協議会設置要綱に基づき設置する新型コロナウイルス感染症対策専門会議（以下「専門会議」という。）の意見や見解を聴取する。

(2) 以下の措置を行う場合は、事前に有識者会議及び専門会議の意見等を聴取するとともに、事前に市町村や関係団体等へ情報提供する。

ただし、各会議について、緊急を要するなど開催が困難な場合には、構成員から個別に意見等を聴取することができる。

① 警戒ステージの移行に関する措置

② 特措法第24条第9項及び第45条に基づく措置

## 新型コロナウイルス感染症対策の立案・決定・実施

特に

① 警戒ステージの移行に関する措置

② 特措法第24条第9項及び第45条に基づく措置

必要に応じ聴取

意見等の聴取

事前に聴取

### 北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議

(対策について、幅広い観点から意見を聴取)

医療

福祉

経済

産業

労働

教育

法務

地方行政

※ 緊急を要するなど開催が困難な場合は、個別に意見聴取